

令和8年12月開講コースの詳細

認 定 員 数	615人
認定申請書受付期間	令和8年9月1日(火) ～ 令和8年9月14日(月) 16:00まで(厳守) ・あらかじめ定めた事前予約期間中にご予約のない認定申請書の受付はできません。 ・受付期間最終日16:00を過ぎると受理できませんのでご注意願います。 ・認定申請書作成に当たっては、認定申請等に係る留意事項等及び認定申請様式の記入例を必ずお読みいただき、内容をご理解いただいたうえでご申請ください。 ・申請時に申請書類が不足している場合や申請内容に記入漏れや不備がある場合は受理できない場合がありますのでご注意ください。
認定申請書の補正期限	令和8年9月24日(木) 16:00まで(厳守) ・受理した申請書について支部から補正指示を行った時の期限です。この期限内に補正が完了しなかった場合は、受理していても認定対象外といたします。 ・その後の審査において補正が発生した場合も、別途指定する期日までに補正が完了しない場合は同様に受理していても認定対象外といたします。
認定申請書の取り下げ期限	令和8年10月8日(木) 16:00まで(厳守) ・いったん受理したコースをやむを得ない理由により取り下げを希望される場合は、速やかに当支部まで電話にてご連絡をお願いします。電話連絡後、「求職者支援訓練認定申請取下届出書」を当支部まで提出をお願いします。
認定結果通知日(予定)	令和8年10月16日(金) コース案内は、コース案内許可通知書が届いた後に各訓練実施機関で印刷のうえHW等に送付していただきます。
新規担当者等向け説明会	令和8年10月23日(金) 新規参入機関の方、既参入機関で新規にご担当者になられた方は、必ずご出席をお願いします。詳細は認定された実施機関あてにメールでご連絡します。
求職者支援訓練の実施機関向け説明会	令和8年10月23日(金) 認定を受けた訓練機関の方は、必ずご出席をお願いします。詳細は認定された実施機関あてにメールでご連絡します。
受講申し込み受付期間	令和8年10月27日(火) ～ 令和8年11月11日(水) 施設見学会を必ず開催していただきます(訓練実施機関で任意に設定した日)。
訓練実施有無の決定日	令和8年11月12日(木) 中止する場合には、応募者及び東京労働局あて同日中に連絡してください。
中止コース応募者の受付期間	令和8年11月13日(金) ～ 令和8年11月18日(水)
選 考 日	令和8年11月26日(木)
H W 及 び 支 部 あ て 選 考 結 果 到 着 日	令和8年12月2日(水)
応 募 者 あ て 選 考 結 果 発 送 日	令和8年12月2日(水)
開 講 日	令和8年12月15日(火)
・令和7年度に厳格化された講師要件に限らず、すべての認定基準について、訓練の質を担保することを目的に追加書類を求めるなどして確認する場合があります。 ・虚偽の申請や認定後に認定基準を満たさない訓練を実施した場合、受講者に多大な影響が生じるのみならず、訓練実施機関に対しても、認定取消や認定申請に係る欠格処分、認定職業訓練実施奨励金の不支給及び返還請求等の厳しい措置が行われる場合がありますので、十分ご注意ください。	

令和8年12月開講コース 認定定員設定数

	定員設定数 (人) (※注4)	通常枠 (※注5)				eラーニング及びフルオンライン枠 (※注5)		
		新規参入枠 (※注6) 定員設定数 (人)	実績枠 (※注7、※注9)		新規参入枠 (※注6) 定員設定数 (人)	実績枠 (※注8、 ※注9) 定員設定数 (人)		
			区部 定員設定数 (人)	区部以外 (23区以外の 地域) 定員設定数 (人)				
基礎コース(※注1) (00,02,03,04,05,06,07,08,09,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20)	45	45	15	15	15			
実践コース	570	520	110	300	110	50	15	35
デジタル系(※注10)※						50	15	35
IT分野(02)		100	20	60	20			
WEB(デザイン系)(※注2) (11のうちWEBデザインに該当するもの(※注2))		160	30	100	30			
介護・医療・福祉分野(05)		45	15	15	15			
営業販売事務(03,04)(※注3)		170	30	110	30			
その他(※注4)(06,07,08,09,10,11(WEB(デザイン系)を除く),12,13,14,15,16,17,18,19,20)	45	15	15	15				
計	615	565	125	315	125	50	15	35

各月の定員設定数については、地域職業訓練実施計画に定められた年間の実施規模等に基づき東京労働局において定められた数を基に公表しております。

- (※注1) 基礎コースの分野番号と分野は次のとおりです。
00:基礎分野,02:IT分野,03:営業・販売・事務分野,04:医療事務分野,05:介護・医療・福祉分野,06:農業分野,07:林業分野,08:旅行・観光分野,09:警備・保安分野,10:クリエイティブ(企画・制作)分野,11:デザイン分野,12:輸送サービス分野,13:エコ分野,14:調理分野,15:電気関連分野,16:機械関連分野,17:金属関連分野,18:建設関連分野,19:美容・美容関連分野,20:その他の分野
なお、分野番号20「その他の分野」は、求人ニーズの高いコースを設定してください。
- (※注2) 実践コース「デジタル系」枠の「WEB(デザイン系)」とは以下に該当するコースをいいます。
※「11 デザイン分野」のうち職業訓練認定申請書(認定様式第1号)の3(1)の訓練科名または訓練カリキュラム(認定様式第5号)の「就職を想定する職業・職種」欄に、「WEB」、「Web」、「ウェブ」(文字の表記は問わない。)のいずれかが記載されているもの。
- (※注3) 実践コース「営業販売事務」枠の分野番号と分野は次のとおりです。
03:営業・販売・事務分野,04:医療事務分野
- (※注4) 実践コース「その他」枠の分野番号と分野は次のとおりです。
06:農業分野,07:林業分野,08:旅行・観光分野,09:警備・保安分野,10:クリエイティブ(企画・制作)分野,11:デザイン分野のうち「WEB(デザイン系)」に該当しないもの,12:輸送サービス分野,13:エコ分野,14:調理分野,15:電気関連分野,16:機械関連分野,17:金属関連分野,18:建設関連分野,19:美容・美容関連分野,20:その他の分野
なお、分野番号20「その他の分野」は、求人ニーズの高いコースを設定してください。
「通常枠」の「その他」枠において、1訓練分野あたりで選定できる定員数は、新規参入枠、実績枠それぞれ上表の「通常枠」の「その他」の定員設定数を上回らない数(実績枠は区部と区部以外の定員設定数を合算した数を上回らない数)とします。
- (※注5) 「eラーニング及びフルオンライン枠」については、以下の①又は②に該当するコースをいい、新規参入枠、実績枠ともに分野全体の共有枠となります。
① eラーニング:実施日が特定されていない科目を含むコースで、通所割合が総訓練時間の20%以下のコース(訓練科名の末尾に「(eラーニングA)」と記載するコース)
② フルオンライン:オンライン訓練を実施するコース(eラーニングを除く)のうち、通所による訓練時間が全くないコース
なお、実施日が特定されていない科目を含むコースで、通所割合が総訓練時間の20%を超えるコース(訓練科名の末尾に「(eラーニングB)」と記載するコース)については、「通常枠」となります。
※②のコースについては、令和8年3月開講分までの受付となり、現在、新規の受付は終了しております。
- (注)上記の「通所」とは、すべての受講者が同一の訓練実施施設内に通所して訓練を受講する形態のこと。
したがって、通信の方法による訓練(オンライン訓練)は、混在型(一部の受講者が訓練実施施設外でオンラインによる訓練を受講する形態)、単独型(受講者全員が訓練実施施設外でオンラインによる訓練を受講する形態)の両方とも、「通所」には該当しません。
- (※注6) 「通常枠」、「eラーニング及びフルオンライン枠」とともに、新規参入枠は区部と区部以外の共有枠です。なお、同一認定単位期間において、新規参入枠の申請定員数が定員設定数を下回り余剰が生じた場合、当該余剰定員数を実績枠(「通常枠」においては実績枠の区部枠)に振り替える場合があります。
- (※注7) 「通常枠」の実績枠について、同一認定単位期間において「区部枠」もしくは「区部以外」のいずれかの地域の定員枠に余剰が生じ、他方の地域枠に定員枠以上の申請があった場合には、当該余剰定員数を他方の地域枠に振り替えることとします。また、両地域共に定員枠以上の申請があり、かつ、選定の際に残数が生じた場合には、当該残数を用い、両地域を対象に追加選定します。
- (※注8) 「eラーニング及びフルオンライン枠」について、実績枠は区部と区部以外の共有枠です。
- (※注9) 「通常枠」、「eラーニング及びフルオンライン枠」とともに同一認定単位期間において、実績枠の申請定員数が定員設定数を下回り余剰が生じた場合、当該余剰定員数を新規参入枠に振り替える場合があります。
- (※注10) 「通常枠」について、同一認定単位期間において、実践コースのデジタル系のいずれかの分野(「IT」もしくは「WEB(デザイン系)」)の定員枠に余剰が生じ、もう一方の枠に定員枠以上の申請があった場合に、当該余剰定員数を実践コースのデジタル系のもう一方の分野に振り替える措置は原則実施しませんが、年間の申請状況等によっては、当該振り替え措置を実施する場合があります。
なお、令和8年12月開講コースについては、当該振り替え措置は実施しません。
- (注11) 「通常枠」について、同一認定単位期間において、実践コースのデジタル系、介護・医療・福祉分野及び営業販売事務の各分野の申請定員数が定員設定数を下回り定員枠に余剰が生じ、「その他」枠に定員枠以上の申請があった場合、当該余剰定員数を実践コースの「その他」枠に振り替えます。
- (注12) 1申請機関が1回の認定申請期間に申請できるコース数は、3コースを上限とします。更に、基礎コース・実践コースにおいては以下のとおりとなります。
・基礎コースは、分野を問わず区部枠が2コースまで。
・実践コースは、分野を問わず区部枠が2コースまで。
・実践コースのうち、eラーニングコースは1コースまで。
- (注13) 認定数が定員設定数を下回り余剰が生じた場合、翌月以降の認定単位期間に繰り越される場合があります。